

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 1 7 号

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 4 年茅ヶ崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 6 条第 4 項」を「第 2 5 条第 4 項」に、「第 2 6 条第 2 項」を「第 2 5 条第 2 項」に、「第 2 7 条」を「第 2 6 条」に改め、同条第 3 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第 6 条第 2 項中「前項の「扶養親族」とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第 1 号を削り、同項中第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（5）重度心身障害者

第 6 条第 2 項第 6 号を削る。

第 8 条中「次の各号のいずれかに該当する職員」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（市が設置する公舎に入居している職員その他病院事業管理者が定める職員を除く。）」に改め、同条各号を削る。

第 1 2 条中「第 2 0 条第 1 項」を「第 1 9 条第 1 項」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「第 2 6 条第 1 項」を「第 2 5 条第 1 項」に、「第 1 8 条及び第 2 6 条第 3 項」を「第 2 5 条第 3 項」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 1 0 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 1 8 条を削り、第 1 9 条を第 1 8 条とする。

第 2 0 条第 2 項中「（配偶者）の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条を第 1 9 条とし、第 2 1 条から第 2 5 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 2 6 条第 3 項中「、第 1 1 条から第 1 3 条まで及び第 1 7 条」を「及び第 1 1 条か

ら第 13 条まで」に改め、同条を第 25 条とし、第 27 条を第 26 条とし、第 28 条を第 27 条とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。